

議案第53号

静岡市職員定数条例の一部改正について

静岡市職員定数条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成30年2月21日提出

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市職員定数条例の一部を改正する条例

静岡市職員定数条例（平成15年静岡市条例第26号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第252条の20第5項」を「第252条の20第6項」に改める。

第2条第2号を次のように改める。

(2) 市長の事務部局の職員 4,051人

第2条第5号を次のように改める。

(5) 教育委員会の事務部局及び教育機関の職員 3,463人

第2条第8号を次のように改める。

(8) 消防職員 1,040人

第3条第2項中「並びに」を「及び」に改める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。